

令和7年度 事業計画

社会福祉法人 有田川町社会福祉協議会

<基本理念> みんなが支えあい住み慣れた地域社会で
安心して暮らせる福祉のまちづくり

基本方針

地域における個人や世帯が抱える課題は多様で複雑化しており、加えて止まらぬ物価上昇は生活に困窮している方々の生活再建を阻んでいます。当会では、地域の生活課題を受け止め、寄り添った支援を行うとともに、課題の解決に向け、福祉分野のみならず様々な分野と連携を図り、柔軟で包括的な支援が行えるよう取り組んでまいります。

また、各地で頻繁に災害が起きている状況や、近い将来発生の切迫性が指摘されている大規模地震に備え、災害対応体制の強化や訓練の実施を行うとともに、各事業を通じて地域において住民同士が相互に支え合えるよう地域づくりを推進します。

昨年、令和4年度から令和8年度まで続く第3次有田川町地域福祉活動計画について、計画が着実に進むよう必要な中間評価及び見直しを行いました。今年度より新たに生活支援体制整備事業も加わり、地域住民や関係機関の協力を得ながら地域福祉の一層の充実に努めてまいります。

重点項目

◇生活支援の強化

生活困窮者世帯に対しアウトリーチ型支援を行い、積極的にアプローチすることで支援の必要性を発見し、信頼関係の構築や早期介入により問題の深刻化を防ぐとともに、プッシュ型支援により生活保護や就労支援など、具体的に生活再建に向けた支援を関係機関と連携して行います。

◇効果的で着実な権利擁護支援

高齢者や障害がある人の権利擁護に関する相談は増加しており、個々が抱える課題はより一層複雑化しています。その人にとって適切な制度を利用できるよう、より良い支援を行うとともに、身近な関係機関との連携を深め、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援に取り組みます。

◇支え合いの地域づくり

住民活動の活性化を図ることや交流の場づくり、当会各事業においてつながりづくりを行うことで、住民同士が支え合い、地域の課題解決や防犯、防災に役立つよう地域づくりを推進します。

◇防災への取り組み

職員は常に災害対策を意識し、災害発生時には円滑に対応できるよう、日頃から災害ボランティアセンターの設置・運営訓練をはじめ、災害に関する研修を実施します。また、住民にも防災意識が高まるよう啓発を行い、災害ボランティアの育成にも取り組みます。

<基本目標1> 安心・安全な仕組みづくり

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、その土台となる仕組みづくりに取り組みます。

事業名	目標(数値目標等)
①広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが情報を取得しやすいよう広報紙(毎月発行)やホームページ(随時更新)に加え、SNSを活用することにより、多世代に向けた効果的な情報提供を行う ・社協の見える化に取り組み、広報紙デザインや内容について検討・更新を行う ・各事業の担当者は広報業務に意欲的に取り組む
②総合相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が気軽に相談できるよう相談窓口の充実を図るとともに、その周知に努める ・心配ごと相談（毎週木曜日開催） ・法律相談（毎月開催 *うち夜間相談2回、土曜相談1回） ・公証人相談（年2回開催） ・介護なんでも相談（毎月開催） ・出張相談（場所や開催回数の検討）、訪問相談に取り組む ・職員の相談スキルの向上を図るための研修を実施する
③介護保険事業 障害福祉サービス事業 在宅福祉事業（町受託事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策に取り組み、職員の健康管理を徹底するとともに、非常災害時における利用者の安全確保、事業の継続に取り組む ・住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができるよう、利用者のニーズに応じ、質の高いサービスの提供に努める ・介護職員の知識や技能向上のため積極的に外部研修に参加するとともに定期的に内部研修を行う（毎月実施） ・複合化した課題を抱える方に対し、地域福祉課と連携し課題解決に向け取り組む
④介護職員初任者研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の福祉人材の確保に取り組む ・町内福祉施設・事業所・関係機関と協働して、介護資格を取得できる介護職員初任者研修を開催する（年1回開講定員20名） ・「福祉」の仕事について住民に興味をもってもらえるようホームページや広報にて情報発信を行う
⑤苦情相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・公平性を担保するため引き続き苦情解決第三者委員を設置・任命する ・サービス利用者からの苦情や要望に対し、真摯な対応を行うとともに検証を行いサービス向上につなげる ・苦情解決第三者委員及び苦情解決担当者で研修を行うとともに、年間に受け付けた苦情及び対応について検討を行う
⑥災害ボランティアセンター設置運営訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・災害V Cの設置運営訓練を行うとともに、初動訓練も取り入れ、職員の防災意識が高まるよう研修を行う ・県社協主催の広域同時多発災害対応訓練（紀中）に引き続き参加し、職員の専門性を高めるとともに、内部にて伝達研修を行う ・B C P（事業継続計画）の内容を整理し、見直しや更新を行う
⑦災害時見舞金事業	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後、速やかに被災状況等の把握に努め迅速に対応する ・災害見舞金規程の内容について見直しを行う ・災害見舞金に関し行政と役割分担等について協議を行い、今後

	の対応に備える
⑧福祉避難所のヘルパー派遣及び要配慮者の搬送	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と連携し、福祉避難所にて介護支援及び要配慮者の避難所までの搬送を行う
⑨住民活動センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護事業所に加え、障害者施設、地域のサロンに働きかけを行い、地域の見守り協力事業所を増やし、協働・連携して安心安全なまちづくりに取り組む（地域まるっと見守り事業） ・住民同士の支え合いが広がるよう広報等で啓発を行っていく
⑩地域見守り事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の「気がかりな人」をキャッチできるよう、行政・関係機関及び民生委員・児童委員と連携し見守り体制の強化を図る ・見守り対象者を訪問し何でも相談してもらえるような関係性を築き、必要な支援につなぐ ・地域の社会資源について十分に把握し、対象者の必要に応じマッチングを行う
⑪高齢者等集い事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が参加しやすい小規模な集まりの場を地域ごとに開催し、社会的交流や住民同士のつながりづくりを行い、孤立を防ぐ ・交流する中で生活の困りごと等をキャッチする ・行政、区長、民生委員・児童委員と連携し、地域や住民の情報収集を行うとともに、参加者が増えるよう取り組む ・ひとり暮らしに限らず参加対象者の範囲が拡がるよう検討する
⑫福祉機器貸出事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が利用しやすいよう事業の周知を行う
⑬権利擁護センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に分かりやすく権利擁護に関する制度の周知を行うため、毎月広報紙に記事を掲載する ・成年後見制度の正しい理解と制度利用促進のため、福祉事業者向けに研修会を開催する（年2回開催） ・制度について知ってもらうため、地域のサロンやイベントに参加し、住民の方に制度の周知・啓発を行う ・制度利用が必要な方に支援が行き届くよう各金融機関に働きかけを行い連携がとれるようにする。 ・ケースの受任調整や候補者の選定についての会議を行う
⑭福祉サービス利用援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会に参加し、専門員及び支援員の資質向上を図る ・定期的に専門員と支援員が情報共有できるよう勉強会を行う ・課内でケース会議を随時開催し、支援内容について意見交換を行ったり、福祉サービス利用援助事業から成年後見制度への移行がスムーズに行えるよう検証する ・権利擁護センターと連携し、適切な制度へ結びつくよう支援を行う
⑮法人後見事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対応が難しいケースもあり、担当職員だけでなく、職員間で必要な情報共有を行い支援方法について検討する。支援員のスキルアップを図るよう勉強会を行う ・今後県内でも法人後見に関する施策が進む中で、担い手として当法人の需要が高まることが予見されることから、受任後の体制の検討やマニュアルを作成する

<基本目標2> 支えあいのまちづくり

地域の福祉力の向上を図り、支えあいのまちづくりの実現を推進し、多様化・複雑化する福祉課題に取り組みます。

事業名	目標(数値目標等)
①福祉講座事業	<ul style="list-style-type: none"> 各学校の目的に応じた福祉教育プログラムを提案できるよう、他社協の実践等も参考に新たなプログラムの考案や内容の随時見直し、更新を行う 福祉についての学習や、高齢者や障害者とのふれあいを通し、お互いを認め、尊重し、思いやりの心が育つよう取り組む 地域住民に対し、地域課題に対する関心を高め、住民自らが課題解決に取り組んでいけるような仕組みづくりを検討する
②ボランティア実践校助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ホームページや広報紙などでボランティア実践校の取り組みを紹介する ボランティア活動や福祉活動に取り組む小中学校に対し、助成を行う ボランティア活動の内容が効果的なものとなるよう働きかけを行う
③職場体験・実習生の受入事業	<ul style="list-style-type: none"> 職場体験を通して子どもたちが「福祉」の仕事に興味を持つてもらえるよう、やりがいや社会への貢献度等について伝えていく 小・中学校教諭免許取得を目指す学生に介護等の体験受入を行う 社会福祉士や精神保健福祉士を目指す学生に、国家資格取得に必要となる実習の場を提供する
④住民活動センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ広報紙、SNS を使い、住民活動センターについて広く知ってもらい、ボランティアや住民活動に興味をもってもらう ボランティア活動を始めるきっかけづくりを行う 福祉施設等に働きかけを行い、「サマーボランティア体験」の目的等について十分に理解してもらい子どもたちを受け入れてもらえるよう取り組み、交流の場を増やしていく 「サマーボランティア体験」では参加者がボランティア活動を通してやりがいを感じられるメニューを増やしていく 災害支援に関する住民向け研修会を開催し、ボランティアの育成に取り組む 災害に備え、有田川町内で活動できる登録ボランティアを募る 住民活動センター登録者に様々な情報発信を行う 若年層への効果的なアプローチ方法を探る 気軽に参加できるボランティアメニューを提案し、広報紙やホームページから情報発信を行う
⑤ボランティア連絡協議会 事務局運営	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアグループの連絡調整や連携を図り、活動の継続、拡大への支援を行う
⑥小地域サロン助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 既存サロンが円滑に活動できるようにサポートを行う 広報等にて助成金や活動の紹介を行い、サロンをはじめるきっかけづくりを行う

⑦生活支援整備体制事業	・地域の支え合い活動の担い手の育成として、これまでのボランティア経験者の他に現役世代や高校生・大学生など様々な世代が持つスキルや興味を活かして参加できるボランティアメニューの提案に取り組む
⑧権利擁護センター事業	・民生委員・児童委員をはじめ、地域関係者と連携し、権利擁護支援の啓発及び地域福祉の推進を図る ・関係機関や司法に携わる専門職の方々と定期的にケース会議等を実施し、司法と福祉の連携を強化しながら地域の権利擁護に関する課題等について協議を行う
⑨福祉関係団体等助成事業	・各福祉団体が行う地域福祉活動の活性化を図るために、助成を行うとともに、協働・連携することで地域の生活課題を図り、共により良いまちづくりをすすめる
⑩有田川町社会福祉大会	・行政と協議を行い福祉功労者の表彰を行うとともに、住民に福祉についての理解が深まるような講演会が行えるよう内容等について十分な検討を行う
⑪クリーン有田川運動	・気軽にボランティアに参加できる機会として、住民に参加を促すとともに、企業や関係団体の協力が得られるようにアプローチする ・参加者がやりがいを感じられるような内容の取り込み、計画の段階から企業や関係団体が参画してもらえるよう検討する

<基本目標3> 自立を支える環境づくり

自身の能力を発揮し自立した生活を送ることができるよう、社会参加を通した自己実現の支援を行います。地域住民がより主体的に地域活動に参画できるような働きかけを行います。

事業名	目標(数値目標等)
①運動フォローアップ事業	<ul style="list-style-type: none"> 各高齢者運動自主グループ（19グループ）を訪問し、活動が継続できるよう支援する
②住民活動センター事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域の各サロングループを訪問し、活動が継続できるよう支援する シニア世代の活躍の場が広がるよう、ボランティア活動等の機会を提供する
③地域つながり再構築事業	<ul style="list-style-type: none"> 過疎化により、担い手不足の地域において住民同士のつながりを強化し、閉じこもり予防や社会的交流を図るため、送迎付きサロンを実施する 沼谷サロン（年12回）を開催する
④有田川町高齢者福祉通院外出事業	<ul style="list-style-type: none"> 利用者のご要望に沿って、安心・安楽な移動支援を行う
⑤福祉用具等リサイクル事業	<ul style="list-style-type: none"> SNSを利用して時間外の受付対応を行う 譲渡成立時に譲受人よりメッセージを預かり、譲渡人に送付することで、住民相互の支え合いの意識を育むきっかけづくりを行う
⑥共同募金啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 共同募金を身近に感じてもらえるよう啓発活動に取り組む 小学生に対し、共同募金への理解を深めてもらうため、ポスターコンクールを実施する 子どもから大人まで住民が参加しやすい募金活動プログラムを提案し、活動の幅を広げることで共同募金運動の拡大を図る
⑦生活福祉資金等貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者に対し、県社協の生活福祉資金の新規貸付相談や、貸付手続きを民生委員・児童委員、行政と連携しながら、丁寧かつ迅速に行う 県社協から受託している特例貸付の償還事務は、借受人に寄り添い、行政・関係機関と連携し、相談・償還指導を行う 特に、償還開始となっている世帯には電話・訪問・来所相談を通じ、寄り添い、信頼関係を築く
⑧社協つなぎ資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者（一時的に生活困難に陥った世帯）に貸付することにより生活の維持と自立の助長を図る 借受人が抱える様々な課題に対し、相談支援を行う 借受人への償還支援を行うなかで、借受人との関係性の構築に努め、借受人が抱える様々な課題に対し、相談支援を行う 償還支援に引き続き力を入れるとともに、住所不明な借受人については、徴収不能の会計処理を行う
⑨食料等確保支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 食料品や日用品を十分に提供できるよう、積極的に助成金を活用する 事業について関係機関への周知に取り組む 食料等支援をきっかけに寄り添った相談支援を行い、信頼関係を築き、その人が抱える生活課題の解決に取り組む

⑩老人クラブ事務局運営事業

- ・各クラブの活動が継続されるよう支援・助言を行い、また休止や解散となった地区の住民も活動できるような仕組みづくりを提案する
- ・県老連及び郡老連事務局と連携する
- ・豊富な知識や経験を活かして地域に貢献し、健康づくり・仲間づくりの輪を広げる機会を提案する

<基本目標4> ふれあいの場所づくり

コロナ禍においては、住民同士が集まりにくい状況が長く続いておりましたが、ようやく地域で行われていたサロンなどの交流活動が徐々に復活してきました。住民同士のつながりが希薄にならず、人と人とのつながりを大切にしていけるよう様々な方法を試し、ふれあいの場所づくりを進めていきます。

事業名	目標(数値目標等)
①居場所づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが安心して過ごせる居場所を開催し、地域住民に居場所について周知を図るとともに、新たな協力者が得られるよう取り組む また開催地域等により目的の再設定を行い、地域の実情に合った居場所となるよう検討する 他の日中活動の場に参加しにくい障害者が気軽に利用できる居場所を検討する
②住民活動センター事業	<ul style="list-style-type: none"> 公民館や集会所など、住民に身近な場所で悩みごと等の相談ができるよう出張相談の開催に取り組む 各地域のサロン同士が情報交換や交流できる場を提供する
③権利擁護センター事業	<ul style="list-style-type: none"> 各区で行われるサロンや集まりの場にて出張講座を開催し、成年後見制度の普及啓発を行うとともに相談支援を行う アレックや清水行政局等で出張相談会を定期的に行い、住民が気軽に成年後見制度について相談できる場を提供する
④在宅介護者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 在宅で介護している方が興味のあるテーマを探りながら、必要となる知識や技術を学ぶ場を提供する 各回、参加者同士が交流しやすい雰囲気づくりを行い、各自の介護経験や悩みごとを共有し、精神的な負担の軽減につながるよう取り組む 出来るだけ多くの方に参加してもらえるよう、広報にも力を入れるとともに、居宅介護支援事業所にも周知を行う
⑤生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性を把握するために、既存の集いの場に出向き住民の声を聴く 地域住民の意見やアイデアを取り入れ、ニーズに対応した交流の場づくりに取り組む
⑥小地域サロン事業	<ul style="list-style-type: none"> 住民同士の交流を深め、孤立防止や見守り機能がある地域のサロン活動に対し、助成を行い活動の継続、拡充に係る相談支援を行う
⑦福祉講座事業	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍以降、子どもたちの受け入れが難しくなっている福祉施設に利用者との交流ができるよう積極的に働きかけを行い、交流方法等も検討しながら、子ども達に学びの機会を提供する

【基盤整備】財源基盤及び組織・機能の整備

会費・共同募金配分金・善意銀行預託金・在宅福祉事業の収益金の自主財源を基に、財源基盤を整備するとともに地域福祉の推進を図ります。地域に寄り添い、ともに歩む組織として地域づくりを推進し、情報公開や説明責任を果たします。

- 経営・財政基盤の整備
- 役職員の資質向上
- 事業の情報開示
- 効率的な運営体制・業務合理化の推進

- 理事会・評議員会等の開催
- 個人情報保護・内部統制、セキュリティの強化
- 労務管理体制の強化及び規程等の整備